

## 火災に遭われた方へ

向日市防災安全課  
電話：075-874-2164

火災に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる  
手続きをまとめました。

担当の窓口を記載していますので、まずはそちらにご相談くださ  
い。

詳細につきましては、お手数をおかけいたしますが、各制度の担当  
までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

～火災の後に必要となる主な手続き～

※火災後の手続き全てを網羅したものではありません。

- 1 消防署へ「り災証明書」の申請
- 2 焼け跡の後片づけ（火災後のごみ処分）
- 3 保険会社への連絡
- 4 仮住まいの手配
- 5 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き
- 6 証書類の再交付や各種保険の手続き
- 7 税金・保育料の減免手続き
- 8 経費の貸付手続き

## 1 消防署へ「り災証明書」の申請

「り災証明書」とは、火災に遭われた事を証明する書類です。  
保険金の請求をしたい場合や各種制度を利用したい場合は、消防署が発行する「り災証明書」が必要となる場合があります。

内容	担当窓口
○火災に関する「り災証明書」の発行 ※業務の関係上、発行まで数日かかる場合があります。予めご了承ください。	乙訓消防組合 向日消防署 TEL : 075-934-0119

## 2 焼け跡の後片づけ（火災後のごみ処分）

消防や警察の現場調査が終わりましたら、焼け跡の後片づけが必要です。火災後のごみ処分（一般廃棄物処理）について収集運搬手数料を減免する制度がございます。

ご利用を希望される場合は、こちらにご相談ください。

内容	担当窓口
○一般廃棄物の収集運搬及び運搬手数料減免  ◆申請に必要なもの ①「ごみ処分手数料減免申請書」（要押印） ②り災証明書  ◆申請先 環境政策課  ◆搬入に関する注意事項 ○一般廃棄物のみ搬入可能 ※乙訓環境衛生組合の「廃棄物受入基準」に即した一般廃棄物に限ります。 ○搬入方法・搬入時間は調整して決めます。 ○搬入前に市職員の事前立会いが必要です。 ○所有者様がごみの分別をして家の外まで搬出してください。	向日市役所本館 1階 環境経済部 環境政策課 TEL : 075-874-2189

※火災後の住宅について、解体業者と契約して作業を依頼されますと、廃棄物は事業者の事業活動に伴う「産業廃棄物」扱いとなるため、減免対象にはならず、処理施設（クリーンプラザおとくに）への搬入もできません。

### 3 保険会社へ連絡

火災保険や見舞金などが支払われる保険に加入の方は、火災に遭った後、ご契約の保険会社にご相談ください。

### 4 仮住まいの手配

住む場所をお探しの方はこちらへご相談ください。

内容	担当窓口
○京都府営住宅特定入居の斡旋ができる場合があります。 (重大な過失がある場合は不可など入居要件があります。) ◆必要な物... 印かん、り災証明書 ○市営住宅(一時避難住宅として)を 1 ヶ月程度、使用ができる場合があります。(重大な過失がある場合は不可など入居要件があります。) ※空室があればすぐに入居できますが、家具等は揃っていません。まずはご相談ください。	※府営住宅の場合 京都府住宅供給公社 TEL : 075-432-2018  ※市営住宅の場合 向日市役所別館 2 階 建設部 公共建物整備課 TEL : 075-874-2869

### 5 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き

水道を止めたい、料金が気になるという方は下記の表に記載している窓口にご相談ください。

※電気・ガス・電話はご契約会社へ、郵便は郵便局へご相談ください。

内容	担当窓口
○水道を使わない、もしくは使えない場合は、電話にて閉栓の届出をしてください。	上下水道部 営業課(上植野浄水場) 住所: 向日市上植野町久我田 17 番地の 1 TEL : 075-874-3421

## 6 証書類の再交付や各種保険の手続き

保険証や年金手帳等が焼失したので再交付してもらいたい、住民票が必要、健康保険・年金保険・介護保険の減免等に関するお問合せはこちらへご相談ください。

内容	担当窓口
<p>【住民票等のご相談】</p> <p>○住民票等の発行時に、り災して本人確認書類がない場合は、り災証明書で証明書を発行します。</p> <p>○その他、市民課に関係することがあればご相談ください。</p>	<p>向日市役所東向日別館3階 市民サービス部 市民課 TEL：075-874-2819</p>
<p>【国民健康保険のご相談】</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆必要な物... 運転免許証等本人と確認できるもの。</p> <p>○損害の程度により、保険料や医療費の一部負担金の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物... り災証明書(コピー可)、減免申請書(医療保険課窓口で配布)、本人確認書類</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	<p>向日市役所東向日別館3階 市民サービス部 医療保険課 TEL：075-874-2793</p>
<p>【国民年金のご相談】</p> <p>○基礎年金番号通知書または年金証書の再交付</p> <p>○損害の程度により、保険料の免除が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物... 運転免許証等本人と確認できるもの。</p> <p>まずはご相談ください。</p>	<p>向日市役所東向日別館3階 市民サービス部 市民課 TEL：075-874-2841</p>
<p>【後期高齢者医療のご相談】</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆必要な物... 運転免許証等本人と確認でき</p>	<p>向日市役所東向日別館3階 市民サービス部 医療保険課 TEL：075-874-2798</p>

<p>るもの。 ○損害の程度により、保険料や医療費の一部負担金の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物...り災証明書(コピー可)、減免申請書(医療保険課窓口で配布)、本人確認書類</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	
<p>【介護保険のご相談】</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆必要な物...運転免許証等本人と確認できるもの。</p> <p>○損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物...り災証明書(コピー可)、減免申請書(高齢介護課窓口で配布)、本人確認書類</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	<p>向日市役所東向日別館3階 市民サービス部 高齢介護課 TEL : 075-874-2591</p>

## 7 税金・保育料の減免手続き

税金や保育料の減免に関するお問合せはこちらへご相談ください。

内容	担当窓口
<p>【市・府民税のご相談】</p> <p>○損害の程度や前年の所得金額により、市・府民税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物...り災証明書(コピー可)、損害の程度(金額)のわかる書類、減免申請書(税務課窓口で配布)</p> <p>◆注意事項...納期限までに申請が必要</p>	<p>向日市役所本館1階 環境経済部 税務課 市民税係 TEL : 075-874-2243</p>

※納期内に納税が難しい場合はご相談ください。	
<p>【固定資産税のご相談】</p> <p>○損害の程度により、被災した家屋について固定資産税と都市計画税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物... 被災証明書(コピー可)、減免申請書(税務課窓口で配布)</p> <p>◆注意事項... 納期限までに申請が必要</p> <p>※納期内に納税が難しい場合はご相談ください。</p>	<p>向日市役所本館 1 階 環境経済部 税務課 固定資産税係 TEL : 075-874-2309</p>
<p>【軽自動車税(種別割)のご相談】</p> <p>○火災により焼失した軽自動車・原動機付自転車等がある場合は、廃車(登録抹消)の手続きを行うと次年度以降の軽自動車税(種別割)が課税されません。なお、四輪と三輪の軽自動車は軽自動車検査協会、125cc以上の二輪車は京都運輸支局、原動機付自転車と小型特殊自動車は市役所税務課市民税係が申告先となります。</p>	<p>軽自動車検査協会 京都事務所 TEL : 050-3816-1844</p> <p>京都運輸支局 TEL : 050-5540-2061</p> <p>向日市役所本館 1 階 環境経済部 税務課 市民税係 TEL:075-874-2243</p>
<p>【保育料のご相談】</p> <p>まずはご相談ください。</p>	<p>向日市役所東向日別館 4 階 市民サービス部 子育て支援課 TEL : 075-874-2659</p>

## 8 経費の貸付手続き

臨時に必要な経費の貸付手続きはこちらへご相談ください。

内容	担当窓口
<p>〔京都府社協生活福祉資金〕</p> <p>○災害を受けたことにより自立のため臨時に必要な経費の貸付があります。</p> <p>◆貸付限度額、据置期間、償還期間は貸付内容により変わります。</p> <p>◆必要な物..... 被災証明書、購入する日常家財道具などの経費がわかる見積書、購</p>	<p>福祉会館 向日市社会福祉協議会 TEL:075-932-1961</p>

<p>入品目カタログ・パンフレット、転宅先となる賃貸物件の見積書など</p> <p>◆連帯保証人...原則 1 名必要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・連帯保証人が設定できる場合は無利子</li><li>・連帯保証人が設定できない場合は有利子 (1.5%)</li></ul> <p>※貸付制度であり、所得制限などの対象条件や審査がありますので、まずはご相談ください。</p>	
---	--